

令和6年門審第31号

裁 決
漁業実習船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年7月10日11時15分半

宮崎県大島南方沖合小瀬

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁業実習船A

総 ト ン 数 4.9トン

全 長 13.90メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 281キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、右舷側に1号レーダー及び機関遠隔操縦装置、左舷側に2号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製漁業実習船で、a受審人が1人で乗り組み、教官6人及び実習生6人を乗せ、漁業実習の目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年7月10日09時30分宮崎県油津港の修所前の係留地を発し、大島南方沖合の実習予定海域に向かった。

ところで、大島南部の鞍崎鼻と、その南方沖合の水島との間には、干出岩の小瀬が存在し、AのGPSプロッター画面を0.5海里レンジないし1.5海里レンジに拡大すると小瀬とその周囲の水深を表示することができた。

a受審人は、実習予定海域で漁業実習を行った後、実習計画に従った予定経路により水島南方沖合を東行後、大島東方沖合を北上して同島北西部の船だまりで昼食をとる予定で、2号レーダーを休止させ、1号レーダーを1.5海里レンジのヘッドアップ表示、GPSプロッターを1.5海里レンジのノースアップ表示として、それぞれ作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、大島南方沖合を北上した。

a受審人は、11時09分鞍埼灯台から213度（真方位、以下同じ。）1.78海里の地点で、針路を023度に定め、19.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、11時11分鞍埼灯台から218度1.13海里の地点に至ったとき、予定経路を変更して航程を短縮することを思いつき、針路を056度に転じ、15.6ノットの速力で続航した。

針路を転じたとき、a受審人は、小瀬に向首進行する状況であった

が、鞍崎鼻に著しく接近しなければ無難に航行できるものと思い、一旦停止して、GPSプロッターで鞍崎鼻付近の水深を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、小瀬に向首して続航し、11時15分半鞍埼灯台から136度640メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、小瀬に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力4の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、シューピースの脱落、推進器翼に曲損等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、大島南西方沖合において、大島北西部の船だまりに向けて航行中、予定経路を変更する際、水路調査が不十分で、小瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大島南西方沖合において、大島北西部の船だまりに向けて航行中、予定経路を変更する場合、小瀬に向首進行することのないよう、一旦停止して、GPSプロッターで鞍崎鼻付近の水深を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、鞍崎鼻に著しく接近しなければ無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、小瀬に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月23日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁